

**「新宿区特定健康診査未受診者に対する
勧奨等事業（勧奨通知作成）」企画提案条件等**

1 件名

新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託

2 履行場所

新宿区指定の場所

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

なお、本案件は、業務成績が良好な場合、翌年度の更新を行うことができるものとし、2回を上限とした3年間の複数年契約とする。

4 委託内容

令和7年度新宿区の特定健康診査未受診者に対し、区が提供する対象者データを用いて専門的に分析、解析後、勧奨通知（圧着タイプの郵便物を想定）を作成し発送する。発送回数は契約期間内で2回を想定。

データ分析により区の未受診者の受診確率、反応確率等、健康に対する考え等を明らかにし、それぞれに適した勧奨通知を作成、送付することにより、令和7年度の新宿区特定健康診査の受診率（法定報告値）を向上させる。

その後、新宿区の特定健康診査における課題を客観的に抽出し、区に報告及び令和8年度以降に向けた具体的な提言を行う。報告回数は契約期間内で2回を想定。

委託内容の詳細については、下記のとおりとする。

詳細について

【 第1回目発送 】

（1）受託事業者は、区の意向、要望等を聴取の上、発送対象者をセグメント分け（例：年代別や性別等）（セグメント数は提案による。）し、セグメント毎にレイアウト案を作成し、区に提示（実際の提示は、契約締結後）する。レイアウト作成に当たっては、以下の点に注意すること。

- ① 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、区民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- ② 原案は、区による校正を2回以上受けること。
- ③ 本原案は、区の承諾をもって完成とすること。

校正を最低2回行った上で印刷、宛名印字及び必要があれば圧着加工等を施す。

完成した勧奨通知は、区の指定する場所に納品した上で検査終了後、区担当職員、受託者共に立会いのもと、郵便局への局出しを行う。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初の一斉発送で、区が健康診査受診券を発送した40歳以上74歳以下の新宿区国民健康保険加入者のうち、当該年度の6月、7月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数：最大45,000件を想定

また、サンプル用として、可変情報（宛名等）のない白紙の勧奨通知（圧着加工を施す場合は圧着加工後の物）をセグメント毎に各50部、健診係に納品する。

①区から提供できるデータは、（別添4）甲が乙に提供するデータ等のとおり。

※分析、セグメント分け等において、別添4以外の情報が必要な場合は、企画提案書に必要な情報の種類、その情報があることによって分けることが可能となるセグメント及び見込める勧奨効果について、詳細を記載すること。

②納期（第1回目発送日）

令和7年9月26日（金）予定

③納品場所

完成した勧奨通知は、所定のバーコードを付し、郵便番号の上3ケタの変り目ごとに梱包する。また、郵便局への局出しの際は、通数、郵便番号区分け、バーコード記載等から適用される郵便料金引きサービスをすべて適用するため、その他郵便局からの指定の方法に従い、区が指定する郵便局に持ち込むこと。

なお、局出し日は納品日と同一とする。

印字のない白紙の勧奨通知（圧着加工を施す場合は圧着加工後の物）は、段ボール箱等に格納し、新宿区健康部健康づくり課健診係に納品すること。

④郵送費用

勧奨通知は後納郵便とし、郵便料は委託料に含めない。

⑤その他

本業務の履行に当たり、受託事業者は「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めることとする。

【 第2回目発送 】

(1) 受託事業者は、区の意向、要望等を聴取の上、発送対象者を再度セグメント分け（例：年代別や性別等）（セグメント数は提案による。）し、セグメント毎にレイアウト案を作成し、区に提示（実際の提示は、契約締結後）する。レイアウト作成に当たっては、1回目と同様、以下の点に注意すること。

- ① 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、区民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- ② 原案は、区による校正を2回以上受けること。
- ③ 本原案は、区の承諾をもって完成とすること。

その他校正回数、印刷、宛名印字、圧着加工等及び検査と局出し及び郵送費用に関しては、すべて第1回目発送と同様とする。

(2) 対象者及び発注部数

發送通数：最大33,500件を想定

※実際の送付対象者の決定は提案による。

サンプル用の納品、区から提供できるデータについては、第1回目發送と同様とする。

①納期（第2回發送日）

※実際の發送日の決定は提案による。

②その他

本業務の履行に当たり、受託事業者は「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めることとする。

【 中間報告 】

区が提供する対象者データを用いて専門的に分析、解析後、明らかになった未受診者の受診確率、反応確立、健康に対する考え等を報告書にまとめ、区の特定健康診査における課題等とともに、第2回目發送または次年度の事業実施にむけた具体的な提言を行う。時期は、10月中旬頃から11月末頃を想定。

【 最終報告 】

令和7年度新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託の最終的な効果検証を行い、結果の報告及び令和8年度に向けた具体的な提言を行う。時期は、令和8年2月下旬から3月頃を想定。

5 個人情報の保護

(1) 個人情報等の保護について

- ① 特記事項を遵守すること。
- ② 日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に基づく一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定のプライバシーマーク又は同等の認証資格（例：ISMS 認証等）を取得していること。
- ③ 区職員が、必要に応じ立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。

(2) 個人情報等を含むデータの授受に関する取り扱いについて

- ① 区の作成する個人情報等データ授受簿に記録する。
- ② 区での直接の授受、セキュリティ対策を施した郵送またはLG-WAN へのアップロードとする。
- ③ データ運搬時には個人情報紛失防止対策を施す。
- ④ すべての記録データの所有権は区に帰属し、また、すべてのデータを区に提出する。
- ⑤ 業務履行後、区が提供した個人情報等の廃棄証明を提出する。

6 予算額

27,124,900円（消費税等を含む）

※本委託業務に関するすべての経費は、上記予算額の範囲内とする。ただし、勧奨通知の郵送料は除く。

7 契約代金の支払い

原則、履行期間終了後に一括払いとする。ただし、協議の上、分割払いを可能とする。

8 成果物

中間報告書及び最終報告書を書面にて各 10 部とデータで提出する。

9 その他

この企画提案条件等に定める仕様、作業手順等については、区と協議の上、変更することができる。